

## 保育施設の運営方式について

### 1. 公設公営方式：令和5年5月時点利用児童数 389名(29.81%)

町が保育施設を設置し、町が保育施設を運営する方式です。

令和5年4月時点で、次の5園がこの方式で運営をしています。

- ・町立第1保育所（福富・広安西）
- ・町立第4保育所（木山）
- ・町立第2保育所（砥川・飯野）
- ・町立第5保育所（福原・福田）
- ・町立第3保育所（上陳・津森）

### 2. 公設民営方式

町が保育施設を設置し、民間が保育施設を運営する方式です。

令和5年4月時点で益城町において、この方式を採用している保育施設はありませんが、指定管理者制度で、益城町総合体育館がこれを採用しています。

### 3. 民設民営方式：令和5年5月時点利用児童数 916名(70.19%)

民間が保育施設を設置し、民間が保育施設を運営する方式です。

令和5年4月時点で、次の15園がこの方式で運営をしています。

- ・ひろやす保育園（福富・広安西）
- ・ひろやすにし保育園（福富・広安西）
- ・広崎保育園（広崎・広安西）
- ・空港保育園（安永・広安）
- ・のぞみの丘保育園（馬水・広安）
- ・あじさい保育幼稚園（安永・広安）
- ・保育園ころ（寺迫・木山）
- ・はなえみ保育園（馬水・広安）
- ・第三空港保育園（安永・広安）
- ・ひまわり園（広崎・広安西）
- ・すくすく保育園辻の城（木山）
- ・すくすく保育園益城（惣領・広安）
- ・なのはな保育園（福富・広安西）
- ・広崎第二保育園（広崎・広安西）
- ・第二空港保育園（安永・広安）

### 4. 公私連携型保育所

町が設置した保育施設を民間が運営する方式です。前述の公設民営方式と異なるのは、町と民間事業者が協定を結び、町の関与を明確にできることです。

また、町が民間事業者と協定により連携し、職員配置や提供する保育などの運営に関与し、適正な運営が行われるよう、民間事業者を支援・指導していくことが可能です。土地・建物・備品など公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡を可能とし、設置の支援ができ、民間事業者としても、財務的な負担が減り、保育所運営に専念することが可能です。

熊本県内での事例はありませんが、全国的には、令和4年4月時点で、72件の事例があります。